

○矢吹町学校規模適正化検討委員会設置要綱

令和4年3月9日教委告示第2号

改正

令和6年4月22日教委告示第19号

矢吹町学校規模適正化検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 矢吹町立学校（幼稚園含む、以下同じ）の適正規模及び適正配置について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、矢吹町学校規模適正化検討委員会（以下「適正化検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、矢吹町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について検討し、教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 適正化検討委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園の保護者代表
- (3) 小学校の保護者代表
- (4) 各幼稚園長
- (5) 各小学校長
- (6) 各小学校区の行政区代表
- (7) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第4号、第5号及び第6号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 適正化検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、適正化検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 適正化検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 適正化検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 適正化検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、適正化検討委員会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 適正化検討委員会の庶務は、教育振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、適正化検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（令和4年3月9日教委告示第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月22日教委告示第19号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。